

# 陸王杯第34回行田市鉄剣マラソン大会参加者募集

古代蓮の里公園を会場に、埼玉古墳群を走り抜けるコースで開催します。ゲストランナーにスポーツジャーナリスト増田明美さんをお迎えする他、さまざまな企画を用意しています。

- ▶日時 平成30年4月1日(日)※雨天決行  
午前8時10分開会式
- ▶場所 古代蓮の里からさきたま古墳公園を含む周回コース
- ▶競技種目など

競技種目	競技対象	スタート時間	参加料	定員
ハーフ	男子39歳以下の部 (高校生含む)	午前9時10分	3,500円 (高校生) 1,500円	2,000人
	男子40歳代の部			
	男子50歳代の部			
	男子60歳以上の部			
	女子39歳以下の部 (高校生含む)			
10km	女子40歳以上の部	午前9時30分	3,500円 (高校生) 1,500円	1,000人
	女子50歳以上の部			
	男子39歳以下の部 (高校生含む)			
	男子40歳代の部			
	男子50歳代の部			
5km	男子60歳以上の部	午前9時20分	3,500円 (高校生) 1,500円 (中学生) 500円	なし
	女子39歳以下の部 (高校生含む)			
	女子40歳以上の部			
	男子中学生の部			
	女子中学生の部			
1km	小学6年生男子の部	午前8時50分	500円	なし
	小学5年生男子の部			
	小学4年生男子の部			
	小学6年生女子の部	午前9時		
	小学5年生女子の部			
小学4年生女子の部				
ジョギング				

※区分は大会日を基準とする。ただし、小・中学生、高校生はそれぞれ進級学年とする。

(例)小学6年生で卒業式を終えた生徒は中学1年生とする。

- ▶制限時間 ハーフマラソンの部は2時間30分、10キロメートルの部は1時間30分、5キロメートルの部は40分(いずれもゴール地点)  
※ハーフマラソンは、9キロメートル地点(スタートから1時間5分)、16キロメートル地点(スタートから1時間55分)で通過制限時間を設定します。制限時間後は、交通規制を解除するため、レースの継続はできません。
- ▶表彰 各部門1位～5位に賞状、賞品(ジョギングの部を除く)※完走者には、完走記録証を即日発行します。
- ▶申込方法  
【振替用紙】所定の「払込取扱票」に全て記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で参加料を添えて申し込みください



(必ず1人1枚使用してください)。振込手数料として130円(ATMの場合は80円)が掛かります。【インターネット】パソコンまたは携帯電話から大会ホームページ(<http://tekken-marathon.jp/>)にアクセスし、大会エントリーページの指示に従って申し込みください。参加料などの支払い方法は、大会ホームページに記載しています。なお、エントリーには別途手数料が掛かります(4,000円まで205円、4,001円以上5.15%)。※定員になり次第、申し込みを締め切ります。

### ▶申込締切

【振替用紙】12月15日(金)まで

※当日消印有効

【インターネット】平成30年

1月26日(金)まで

### ▶注意事項

- ・大会当日の参加申し込みはできません。
- ・参加申し込み者には、計測チップ・ナンバーカードなどを事前送付します。
- ・先着で会場周辺駐車場が利用できます。大会エントリーページから申し込みください。また、総合公園駐車場が利用できます(送迎バスあり)。
- ・JR行田駅からは、送迎バスをご利用ください。

▶主催 行田市体育協会

▶共催 行田市、行田市教育委員会、(公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団

▶問い合わせ スポーツ振興課振興担当 ☎556-8336



携帯電話で二次元バーコードを読み取ると、大会ホームページにアクセスできます。

# 固定資産税・都市計画税は、1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますので、ご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

### 《登記家屋》

#### ①法務局への手続きが完了している場合

法務局から市役所に通知 → 現地確認 → 課税台帳から削除

#### ②法務局への手続きが完了していない場合

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 → 課税台帳から削除

### 《未登記家屋》

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 → 課税台帳から削除

これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しが確認できないことがあります。なお、「家屋取壊届出書」は税務課で配布する他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税担当 (内線234)

## 火災に遭われた方へ民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんするとともに、家賃の一部を補助しています。

### ▶要件

- ・火災の原因が、その世帯に属する方の故意によるものでないこと
- ・火災発生時に市内に住所を有していたこと
- ・生活保護を受けていないこと
- ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

### ▶補助金の限度額

【一人世帯】月額37,000円

【二人以上の世帯】月額44,000円

※敷金および礼金などを除きます。また、月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算した額のいずれか低い額とします。

▶補助金の申請期限 火災により被害を受けた日から3カ月以内

▶補助金交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内

▶その他 申し込み時の提出書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 営繕課住宅管理担当 ☎550-1554

## 交通指導員を募集します

小学校や地域に密着した交通安全活動を実践し、交通事故のない「安心・安全な行田」のために活動しませんか。

### ▶応募資格 次の全てに該当する方

- ・20歳以上65歳未満の健康な方
- ・市内の交通安全のため熱意を持って勤務できる方

### ▶活動内容

- ・小学校登校時における立哨指導<sup>りっしょう</sup>
- ・子どもや高齢者を対象とした交通安全教室
- ・市の行事やイベントでの交通事故防止活動

▶任期 平成30年2月1日から2年間

### ▶待遇

- ・条例に基づき、報酬(月額27,000円)を支給します。
- ・制服を貸与します。

▶申し込み・問い合わせ 直接または電話で防災安全課交通担当(内線284)

## 市報ぎょうだ平成30年1月号は12月27日に配布します

新年の「市報ぎょうだ」1月号は、12月27日(水)に各自治会長宅または配布役員宅へ配布します。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当 (内線318)